

立川市女性総合センター（消費生活）団体登録要綱

（目的）

第1条 この要綱は、立川市女性総合センター条例施行規則（平成6年立川市規則第26号。以下「規則」という。）第3条に規定する団体登録について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（登録要件）

第2条 団体登録を受けることができる団体は、市内に活動の本拠とする事務所又は連絡先を有し、代表者を置き、規約又は会則を定め、消費生活の向上に関する活動を団体の事業として行っているもののうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) くらしフェスタ立川実行委員会において、毎年度活動していること。
- (2) 消費生活に係る啓発事業に協力していること。

2 次の各号に掲げる行為等を行う団体は、前項の規定にかかわらず、団体登録を認めないものとする。

- (1) 営利を目的とした事業又はこれに類する行為
- (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為
- (3) 布教、宣伝などの宗教活動
- (4) その他公益を害すると認められるもの

（登録証の有効期間）

第3条 登録証の有効期間は、次項に規定する登録基準日から2年（以下「正規の有効期間」という。）とする。ただし、正規の有効期間内に団体登録の申請があったときは、登録をした日から正規の有効期間の満了の日までとする。

2 登録基準日は、令和8年8月1日とし、以後2年目ごとの8月1日とする。

（登録証の更新）

第4条 登録団体（規則第4条に規定する登録団体をいう。以下同じ。）が登録証の更新を受けようとするときは、あらかじめ指定した期日までに、女性総合センター（消費生活）団体登録証更新申請書（第1号様式）を提出するものとする。

（登録の変更）

第5条 登録団体が第2条第1項に規定する登録要件を変更したときは、速やかに女性総

合センター（消費生活）団体登録変更届出書（第2号様式）を提出するものとする。

（登録の取消し等）

第6条 登録団体が解散し、又は第2条に規定する登録要件に該当しなくなったときは、当該団体の登録を取り消すとともに、速やかに登録証の返還を求めるものとする。

2 登録団体が登録を取り消そうとするときは、女性総合センター団体登録取消申出書（第3号様式）に登録証を添えて提出するものとする。

3 前項の規定による申出により団体登録を取り消したときは、規則第4条第2項に定めるところにより、登録の取消しを行った旨を通知するものとする。

（事業報告書）

第7条 登録団体は、事業年度終了後、速やかに事業報告書及び次年度の事業計画書を提出するものとする。

（電子申請による特則）

第8条 第4条、第5条及び第6条第2項の規定にかかわらず、申請書、届出書及び申出書の提出は、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

（委任）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、市民部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に交付を受けた正規の有効期間内にある登録証に係る有効期間は、令和8年7月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。